

全老健第 17—177 号
平成 17 年 8 月 17 日

厚生労働省老健局長
中 村 秀 一 殿

社団法人全国老人保健施設協会
会長 漆 原 彰

介護報酬改定に関する要望

今回の介護保険制度の改正及び介護報酬改定に関して、高齢者介護研究会、高齢者リハビリテーション研究会、社会保障審議会介護保険部会等で将来の方向性を見据えたさまざまな課題や提言がなされた。

その内容は、まさに現場の実状を反映しており、我々も、それら提言の趣旨に沿った介護老人保健施設の運営が、必要不可欠になっていくと認識している。

今回の介護報酬改定に当たっては、期待される介護老人保健施設の運営が円滑に行えるよう、以下の具体的事項に関する改善や介護報酬の新設等を要望する。

介護報酬改定に関する要望事項

介護老人保健施設は比較的新しい施設が多く、その資金の多くを借入金に依存しており、経営が悪化している現状に鑑み、経営実態調査の分析においては、一般的な経常利益ではなく、キャッシュフローを経営指標として用い、介護報酬改定の基礎とされることを希望するとともに、以下の具体的事項に関する改善や介護報酬の新設等を要望する。

1. 介護老人保健施設のリハビリテーション機能の強化と再編

- 1) 要介護状態の重度化防止の観点から、従来のリハビリテーション機能強化加算を継続し評価すること。
- 2) 在宅復帰を促進し、維持期リハビリテーション施設としての機能を果たすため、身体障害及び認知症を対象とした個別のかつ集中的なリハビリテーションを積極的に評価する報酬体系とすること。

2. 在宅生活支援機能の強化と積極的評価

- 1) 通所リハビリテーションの内容を個々の利用者の状態像にあった形で提供できるよう再編するとともに、介護老人保健施設からの訪問リハビリテーションについて、積極的に行えるよう報酬上の評価を行うこと。
- 2) 介護予防事業に対しても、介護老人保健施設が積極的に取り組めるための条件整備を行うこと。また、専門職がチームを組んで住民の身近なところに出向いて介護予防事業が行えるような制度の創設も要望する。

3. 介護老人保健施設において実施される医療の評価

- 1) 介護老人保健施設等の集团的ケアを提供する場においては、結核等感染症の予防や早期発見は重要な課題となっており、その適切な対応のため、入所時や施設内における年1回程度の検査などの「感染症対策管理加算（仮称）」を新設すること。
- 2) 専門的な診断技術や機器を必要とする眼科、耳鼻咽喉科、婦人科等の他科受診、また、専門医が継続して診療することが望ましいと考えられる難病外来指導管理料の対象疾患、皮膚科特定疾患指導管理料（ ・ ）の対象疾患、悪性新生物については、全面的に医療保険で対応すること。
- 3) 他に有効な薬剤がない、あるいはエビデンスにより社会的要望が強いが、高額なため包括給付になじまない薬剤は包括外とすること。
- 4) 癌終末期等の入所利用者に対し、その希望に基づきターミナルケアを実施した場合に対する適切な報酬を新設すること。

4. 介護老人保健施設の主体的判断（自由裁量権）について

- 1) 日常生活品費及び教養娯楽費等、保険給付範囲外の費用の徴収については、介護老人保健施設の主体的判断において、地域の実情に応じた利用者の負担金の設定が可能とすること。

以上